

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書、補足説明書及び本審査会における意見陳述において説明する非開示理由の要旨は、別紙2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の2の規定により、〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から実施機関に提出された一級建築士事務所の登録申請書及び添付書類である。

本審査会において、実施機関から本件文書1及び本件文書2の写しの提出を受け、内容を確認したところ、その具体的な記載項目は概ね次のとおりである。

(1) 建築士事務所登録申請書

建築士事務所の名称、所在地、建築士事務所の種別、登録申請者の名称、所在地、役員の氏名及び役名、管理建築士の氏名、登録番号等を記載

(2) 添付書類

①業務概要書

設計等の業務を行った建築物に係る注文者、建築物所在地都道府県名、建築物の名称及び用途、構造及び規模等を記載

②所属建築士名簿

所属建築士の氏名、資格の種別、登録番号、登録を受けた都道府県名等を記載

③登録申請者及び管理建築士に係る略歴書

氏名、生年月日、建築士の資格の有無・種別、その登録番号、学歴、職歴等を記載

④登録申請者に係る誓約書

登録申請者の名称、法人の印影等を記載

⑤管理建築士に係る建築士免許証の写し

本籍地、氏名、生年月日、登録番号、登録年月日等を記載

⑥登録申請者に係る定款の写し

登録申請者の商号、目的、本店の所在地等を記載

2 本件処分について

実施機関は、本件文書1及び本件文書2の一部の情報が条例第7条第2号又は第3号に該当するとして本件処分（部分開示決定）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件処分における非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち、

- (1) 建築士の氏名、登録番号及び登録年月日などの情報については、特定の個人を識別できる情報であっても公にする制度が実施されているとして、条例第7条第2号ただし書アに該当する。
- (2) 建築士事務所の取引先情報が記載されている業務実績については、それらが公開される

ことにより建築士事務所の権利、競争上の地位その他事業活動上の正当な利益が損なわれるほどの事業上のノウハウ又は内部管理に関する情報とまでは言えず、同条第3号に該当しない。

として、開示されるべきであると主張するので、以下検討する。

なお、異議申立人は、法人の印影の開示を求めないとしているので、法人の印影については検討を行わない。

3 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

- (1) 建築士（管理建築士を除く。）の氏名、登録番号及び登録を受けた都道府県名、管理建築士の一級建築士名簿登録年月日（免許証交付年月日）及び印影並びに登録申請者の印影
- 条例第7条第2号ただし書アは、個人情報であっても「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、非開示情報から除外する旨を規定している。

ア 両当事者の主張

異議申立人は、建築基準法（昭和25年法律第201号）や建築士法の規定を引用し、本件文書1及び本件文書2に係る添付書類「②所属建築士名簿」のうち建築士（管理建築士を除く。）の氏名、登録番号及び登録を受けた都道府県、添付書類「③登録申請者及び管理建築士に係る略歴書」のうち登録申請者及び管理建築士の個人の印影並びに添付資料「⑤管理建築士に係る建築士免許証の写し」のうち一級建築士名簿登録年月日（免許証交付年月日）については、公にする制度が実施されているとして、条例第7条第2号ただし書アに該当すると主張し、東京都が同趣旨の開示請求に対して建築士の氏名等を開示した事例を挙げている。

これに対し実施機関は、異議申立人が主張する閲覧等制度は、特定の建築物等に係る設計士の氏名等について、建築計画概要書により閲覧、又は工事現場において表示される制度であるが、特定の建築士事務所に雇用されている建築士の氏名等の開示を求める根拠にはならないと主張する。特に、耐震偽装問題が大きな社会問題になっていた時期の「耐震偽装問題が疑われている特定の建築士事務所」に所属する建築士の名簿は、建築基準法等に基づく閲覧等制度にはないキーワードによって名寄せされた特殊な名簿であり、そのような名簿を開示すれば、当該事務所に所属する建築士本人が、社会的にマイナスの評価を受けるおそれがあるとし、東京都の事例と本件とは同列に論じることができないと説明する。

イ 条例第7条第2号（個人情報）ただし書ア該当性

確かに、異議申立人が主張するように、情報公開制度は、県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進することを目的とするもので、公開を原則としている。したがって、仮に個人情報であっても、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であれば開示すべきである。

しかしながら、異議申立人が主張する建築基準法等の規定に基づく閲覧等制度は、特定の建築物等に係る設計士の氏名等について閲覧等ができる制度であって、建築士の氏

名、登録番号等について、特定の建築士事務所に所属するという特定の属性によって名寄せされた特別な意味を持つ情報の開示を求める根拠とはならない。本件開示請求の「建築士事務所の登録申請書及び添付書類」の開示決定等に当たっては、あくまで建築士法及び条例に照らして判断する必要がある。

また、異議申立人は、建築士法第23条の9の改正がなされ、また、同法第6条に第2項を加える改正が予定されていることを理由に「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報である」と主張しているが、同法第23条の9の規定は平成19年6月20日に施行（平成18年6月21日公布）され、同条の規定により一般の閲覧に供される同法第23条の6の規定により提出されることとなる設計等の業務に関する報告書（以下「業務報告書」という。）は施行日以後に開始する事業年度に係るものから適用されることとなっており、また、同法第6条に第2項を加える改正規定は平成20年11月28日に施行（平成18年12月20日公布）されることとなっており、いずれの改正規定も本件開示決定がなされた平成19年1月9日時点においては施行されていないものである。

よって、本件開示決定の時点においては、建築士（管理建築士を除く。）の氏名、登録番号及び登録を受けた都道府県名、管理建築士の一級建築士名簿登録年月日（免許証交付年月日）及び印影並びに登録申請者の印影を「公にし、又は公にすることが予定されている情報」とすべき根拠はなかったものと認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当しないものと認められる。

(2) 登録申請者及び管理建築士の生年月日、学歴、職歴等並びに発起人の氏名、住所、引受株式数及び印影

異議申立書の記載によれば、本件文書1及び本件文書2に係る添付書類「③登録申請者及び管理建築士に係る略歴書」のうち登録申請者及び管理建築士の生年月日、学歴、職歴（商業登記法により登記されている事項を除く。）並びに登録申請者（管理建築士である者を除く。）の建築士資格、添付資料「⑤管理建築士に係る建築士免許証の写し」のうち本籍地及び生年月日並びに本件文書1に係る添付書類「⑥登録申請者に係る定款の写し」のうち発起人の氏名、住所、引受株式数及び印影についても異議申立内容に含まれるものと考えられるため、併せて検討する。

これらの情報のうち発起人の氏名については、特定の個人を識別できる情報であることは明白であり、発起人の住所、引受株式数及び印影については、それだけでは個人が識別される情報ではないが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、登録申請者及び管理建築士の生年月日、学歴、職歴（商業登記法により登記されている事項を除く。）並びに登録申請者（管理建築士である者を除く。）の建築士資格並びに管理建築士の本籍地及び生年月日については、氏名と併せ全体として個人情報に該当し、当該者に係る氏名が既に開示されていることから、条例第8条の規定による

部分開示の余地はないものと認められる。

したがって、(1)及び(2)における本件非開示部分は、条例第7条第2号に該当するものと認められる。

4 条例第7条第3号(法人等情報)該当性について

条例第7条第3号アは、法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。)が記録されている公文書については、非開示とすることを規定している。

ここでいう「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、①生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの、②経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの、③その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるものをいうと解される。

(1) 建築物に係る注文者並びに建築物の名称及び用途

ア 両当事者の主張

異議申立人は、建築基準法や建築士法の規定を引用し、本件文書1及び本件文書2に係る添付書類「①業務概要書」のうち、建築物に係る注文者並びに建築物の名称及び用途については、公にする制度が実施されているとして、条例第7条第3号アに該当しないと主張し、埼玉県や東京都が同趣旨の開示請求に対して業務概要書のうち建築物に係る注文者等を開示した事例を挙げている。

これに対し実施機関は、異議申立人が主張する閲覧制度は、特定の建築物等に係る建築主等について、建築計画概要書により閲覧できる制度であるが、特定の建築士事務所が設計した建築物の名称や建築主等の開示を求める根拠にはならないと説明する。特に、耐震偽装問題が全国的に報道されていた時期に、「耐震偽装問題が疑われている特定の建築士事務所」が設計した建築物の名称等を開示すれば、当該建築物の注文者等が風評被害等不測の不利益を被るおそれがあるとし、埼玉県や東京都の事例と本件とは同列に論じることはできないと説明する。

イ 条例第7条第3号(法人等情報)該当性

3の(1)イで述べたとおり、確かに、情報公開制度は公開を原則としており、仮に法人等情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であれば開示すべきである。

しかしながら、実施機関の説明のとおり、これらの情報は、耐震偽装問題が疑われている建築士事務所が設計等に関与した建築物という特定の属性によって名寄せされた特別な意味を持つ情報であり、当時、国土交通省から都道府県に対し「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動体制と公表のあり方について」と題する技術的助言が発出され、周囲の安全の確保等公表することの公益性と風評被害など建物所有者の財産権保護等を比較考量し、「違反行為を把握、確認した場合」に限り建築物の名称等事実関係を公表する方針が示されていたことから、このような情報を公開すれば、当該建築物の注文者等が風評被害を被るおそれが十分予見できたと判断される。また、本件処分を行った時点において、具体的な違反行為が確認されていないという状況の中では「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当するとは認められない。

こうした事情は、注文者が個人である場合や分譲マンションのように所有者が個人である場合にも妥当するものであり、この場合には条例第7条第2号（個人情報）に該当するものとなるが、開示すべきでないという点において変わるものではない。

また、建築基準法等に基づく閲覧制度や、施行前の建築士法の改正条文が、本件開示請求の「建築士事務所の登録申請書及び添付書類」の開示決定等の根拠にならないことは先に述べたとおりである。

なお、付言すれば、建築士法第23条の9の改正規定により、新たに一般の閲覧に供される業務報告書の様式は、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第6号の2書式として定められているが、同書式の第2面（建築士事務所の業務の実績）又は第4面（所属建築士の業務の実績）では、所属建築士の氏名、建築物所在地都道府県、建築物の用途、構造及び規模、業務内容及び期間を記載することとなっているが、本件文書1及び本件文書2の添付書類「①業務概要書」に記載することとなっている「注文者」及び「建築物の名称」はその記載対象とはなっていないのである。

（2）定款の記載事項（本件処分で開示した部分及び発起人の氏名等個人情報を除く。）

株式会社の定款は、法人の組織・経営活動に関する基本的事項を定めたものであり、本件文書1及び本件文書2に係る添付書類「⑥登録申請者に係る定款の写し」のうち、商号、目的、本店の所在地、公告の方法、発行する株式の総数及び株式の譲渡制限に係る記載事項は、商業登記法（昭和38年法律第125号）による登記事項となっている。

しかしながら、これらの記載事項以外の記載事項については、一般に公にされることのない情報であり、法人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、（1）及び（2）における本件非開示部分は、条例第7条第3号アに該当するものと認められる。

5 その他の異議申立人の主張について

（1）異議申立人が開示を求める文書

別紙1 異議申立ての理由

1 条例第1条では、「この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政についての県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報公開の総合的な推進を図り、もって県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進することを目的とする」と定めており、これは、情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。

2 建築士の氏名、資格登録番号、登録日などの情報は、その公益性の高さから、特定の個人を識別できる情報であっても公にする以下の諸制度が実施され、あるいは実施される予定であることから、これらの情報は条例第7条第2号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示すべきである。

千葉県情報公開審査会答申第192号、東京都情報公開審査会答申第396号などにおいて、建築士の氏名や資格登録番号などの情報を開示すべきであるとの判断がなされている。

(1) 建築基準法第89条では、「第6条第1項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によつて、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない」と規定している。

(2) 建築基準法第93条の2では、「特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第12条第1項及び第3項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない」と規定しており、閲覧を請求できる者は限定されておらず、誰でも特定行政庁に請求すれば、建築主、設計者、施工者、建築敷地の地名地番、建築計画の概要等の情報を得ることができる制度として運用されている。

建築計画概要書は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4の規定により、別記第3号様式によるものとされ、建築計画に関わつたすべての建築士の氏名と資格登録番号を記載することが義務付けられている。資格登録番号は、資格を証明するために、公にされているものと考えられる。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第40条では、「建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第1の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない」と規定しており、この標識には、監理技術者の氏名及び資格登録番号も記載されている。

平成16年3月1日付けで国土交通省総合政策局建設業課長から各都道府県主管部局長あてに発出された「監理技術者制度運用マニュアル」において、「建設業者は、この様式の標識

- を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある」との判断が示されている。
- (4) 建築士法第23条の9第2号の規定により、都道府県知事は、建築士事務所の設計等の業務に関する報告書を一般の閲覧に供しなければならない。この報告書には、建築士法第23条の6第2号及び建築士法施行規則第20条の3第1項第1号の規定により、建築士事務所に所属する建築士の氏名と資格登録番号が記載される。
- (5) 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）により、建築士法第6条第2項に「国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない」という規定が追加され、平成20年11月28日に施行予定である。
- 3 建築士事務所の業務実績には、建築士事務所の取引先情報が記載されているが、それらの情報は公開することにより建築士事務所の権利、競争上の地位その他事業活動上の正当な利益が損なわれるほどの事業上のノウハウ又は内部管理に関する情報とまではいえないと考えられる。宮城県情報公開審査会答申第56号も同様の判断を示している。
- 4 東京都知事に建築士事務所の登録申請書を開示請求したところ、東京都知事は、建築士の氏名及び資格登録番号並びに建築士事務所の業務実績の情報を開示している。
また、埼玉県知事に建築士事務所の登録申請書を開示請求したところ、埼玉県知事は、業務概要書について個人住宅の名称を除いてすべて開示している。
- 5 本件開示請求に対し、実施機関は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る更新前（平成13年に実施機関に提出されたもの）の建築士事務所の登録申請書及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る更新後（平成18年に実施機関に提出されたもの）の建築士事務所の登録申請書を開示している。
本件開示請求から本件処分の際に、実施機関は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇の登録を更新するための審査を行っていたはずであり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇の両方につき、更新前及び更新後の申請書が存在していたのではないかと疑念があり、もし、そうであれば、それぞれについて、登録更新前及び登録更新後の申請書を特定して、開示すべきであったと思われる。

度が定められている。

本件対象文書のうち、上記2②の業務概要書に記録されている注文者並びに建築物の名称及び用途は建築計画概要書に記録されている情報ではあるが、特定の建築士事務所が設計に関与した建築物の注文者、名称等の名簿は、建築計画概要書の閲覧制度にはないキーワードで名寄せされた特殊な名簿であり、その名寄せキーワードが本件のように社会的にマイナスの評価を受けるものである場合、そうしたキーワードとともに開示すれば、風評被害等不測の不利益を被らせるおそれがあることから、開示することはできない。

5 本件対象文書の特定

本件開示請求があった時点では、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の平成14年1月〇日付け一級建築士事務所の登録に係る更新の登録申請書は提出されておらず、その時点で保有している直近の登録申請書について開示決定を行ったものである。

別紙3 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 3月22日	諮問書を受理
平成20年 4月14日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成20年 5月 2日	非開示理由説明書を受理
平成20年 5月 9日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成20年 6月 3日 (第56回審査会)	審議
平成20年 6月20日	異議申立人から意見書を受理
平成20年 7月 8日 (第57回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成20年 8月11日 (第58回審査会)	審議
平成20年 9月 8日 (第59回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
三 賀 孝 治	北日本新聞社論説委員長	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	